

令和8年度日立市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、県の北東臨海部に位置し、県内第3位の人口を有する工業都市で、常磐自動車道、国道6号線、国道245号線及びJR常磐線が海岸線に並行して縦走している。

総土地面積は22,573ha、農地の面積は1,466ha（田：783ha・畑：683ha）であり、農地率は約6.5%となっている。農地は、市の北部・西部・南部に展開しており、市の中心部は都市化が進み農地は極めて少ない。

水田は農地面積の約53%を占めているが、1戸当たりの水田面積は39a程度と少ないうえに、湿田が多いことから、水田における麦・大豆等の栽培については、生産性・品質面等で解決すべき課題が多いため、取り組み易い飼料用米・WC S用稲等に作付け転換し、食料自給率・自給力向上も併せて推進していく。

農地の集積においては、兼業化・高齢化の進行に伴い農作業の委託を希望する農家が増加してきている反面、後継者不足・高齢化により受託農家が少なく、農地の流動化が進んでおらず、農地の荒廃化が進んでいる。農作業の受委託を進めるため、受託組織の育成が急務である。また、併せて、農地の流動化を推進していく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○ 適地適作の推進

山間・急傾斜・小区画・湿田等により栽培条件が不利な地域においては、飼料用米等の作付や新たな作物(果樹・花木等)の作付推進を図る。

○ 収益性・付加価値の向上

新規需要米等の作付に対し、関係機関が連携し、高収量・高品質を確保する栽培技術の指導・助言、畑作物の流通・消費拡大に向けた助言等の支援を行う。

○ 生産・流通コストの低減

現在飼料用米の団地化（約17ha）がされている地区で再基盤整備が実施されており、大区画化されることにより集約化され、コスト削減が見込まれることから、さらなる飼料用米の作付拡大の推進を行う。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○ 地域の実情に応じた農地の在り方

山間地で谷津田や湿田の多い地区や高齢化の著しい地域については、新たな作物として花木（花桃）の栽培を推進していく。

また、消費者ニーズに対応した多品目の作付け、高品質で安定した生産による産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。

○ 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

比較的管理がしやすく収益性の高い花木（花桃）等の導入を進める。

○ 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

点検結果を踏まえ、畑地化支援を活用した畑地化や、ブロックローテーションの転換作物等作付面積の拡大やより意欲的な農家の効率性・生産性の向上を支援していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

高品質・安全安心（いばらきみどり認定・特別栽培米認証）という消費者ニーズに応じた「買ってもらえる米づくり」を生産農家と米集荷業者（JA等）が中心となり計画・生産・販売を行う。

また、高温障害による品質低下を防ぐため、耕作時期・方法の見直しや高温耐性品種の導入などの高温対策について周知を行い、高品質で安定した収量の確保を推進する。

なお、販売については、系統販売を主体とするが、実需者との契約販売及び地産地消の観点から直売所等での販売も推進する。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向等を注視し、県優先枠の範囲内で畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

(3) 非主食用米

米価の高騰や戦略作物助成の一部減額等により、令和7年度に引き続き、主食用米へ回帰する耕作者の増加が予想されるため、生産農家と集荷業者（JA等）に対し、非主食用米への転換と定着化の推進を働きかけ、主食用米の適正な供給を促すとともに、米価の安定による農業所得の安定を図る。

ア 飼料用米

飼料用米をWCS用稲とともに転作作物の中心作物に位置づける。

畜産農家と契約することで需要先を確保し、併せて多収品種の導入促進を図りつつ、団地化、低コスト化の取組（立毛乾燥や直播栽培等）、耕畜連携を推進しながら、今後とも作付拡大を目指す。

イ 米粉用米

米粉用米については学校給食への推進等に取り組みながら、需要に応じた生産量を確保し、作付規模の拡大を目指す。

ウ 新市場開拓用米

各種補助事業を活用し、農業者の組織化や輸出提携先と農業者とのマッチング支援、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備等の導入支援を進めるとともに、物流コスト低減試験の実施等、米輸出の産地体制づくりを支援する。

エ WCS 用稲

飼料用米とともに転作作物の中心作物に位置づける。地元畜産農家との契約、自家利用の取組を推進し、需要先を確保する。併せて飼料用米同様、産地交付金を活用した多収品種の導入促進を図りつつ、低コスト化の取組（立毛乾燥や直播栽培等）耕畜連携を推進しながら、今後とも作付拡大を図る。

オ 加工用米

畑作物の導入が困難な排水不良田を中心に作付を推進するとともに、側条施肥、農薬の低減等の低コスト生産の取組を推進しながら生産の拡大を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆については、実需者のニーズにあった品種の選定、団地化による大規模栽培を行うことでの均一かつ安定した品質・生産量を確保できるよう努める。

なお、販売については、系統販売を主体とするが実需者との契約販売及び地産地消の観点から直売所等での販売も推進する。

飼料作物については、地元畜産農家との連携や自家利用としての取組を推進することで需要先を確保し、飼料自給率向上につながる取り組みとして作付拡大を図る。

(5) そば、なたね

そばについては、現行の栽培面積を維持しつつ、県推奨品種である「常陸秋そば」の振興を図る。

なたねについては、地域の実需者との契約に基づき振興を図る。

(6) 地力増進作物

レンゲ・シロツメクサ・ヘアリーベッチ・ソルゴー・エンバク・ヒマワリ・ライ麦・マリーゴールド・緑肥用トウモロコシ・チャガラシ・クロタラリア・セスパニア・クリムゾンクローバーの地力増進作物を作付けすることにより地力の増進、害虫の抑制、雑草を抑制することを目的に、収穫せずに鋤き込むことにより地力の増進を図る。

(7) 高収益作物

多品目の野菜を年間通じて生産することを基本とし、販路が確立されている市場や直売所等に出荷・販売することに加え、更なる学校給食への推進による地産地消活動の活性化や所得の向上を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	374.4	0	377.3	0	377.3	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	62.3	0	57.2	0	57.2	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	1.2	0	0.8	0	0.8	0
麦	0.1	0	0.1	0	0.1	0
大豆	0.6	0	0.8	0	0.8	0
飼料作物	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0.5	0	0.6	0	0.6	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	40.9	0	42	0	42	0
・野菜	20.3	0	21	0	21	0
・花き・花木	3.9	0	4	0	4	0
・果樹	16.7	0	17	0	17	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	299.9	0	291.8	0	291.8	0
・保全管理等	299.9	0	291.8	0	291.8	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	飼料用米 WCS用稲 ※基幹作のみ	飼料用米・WCS用稲 の生産性向上等の取組 助成	飼料用米・ WCS用稲 の作付面積（ha）	（R7年度）62.32	（R8年度）57.15
			飼料用米の多収品種の 導入（%）	（R7年度）97.84%	（R8年度）97.84%
2	飼料用米生産ほ場の稲わら 及びわら専用稲（わら利用 の取組）、WCS用稲（資源循 環の取組） ※基幹作のみ	耕畜連携助成	農地の高度利用面積 （ha）	（R7年度）42.21	（R8年度）40.17
3	飼料用米 ※基幹作のみ	飼料用米団地化形成加 算	飼料用米団地化面積 （ha）	（R7年度）40.84	（R8年度）32.54

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:日立市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米・WCS用稲の生産性向上等の取組助成	1	5,000	飼料用米・WCS用稲	多収品種・WCS用稲専用品種の導入・コスト削減等の取組等のうちいずれか1つに取り組む
2	耕畜連携助成	3	6,120	飼料用米生産ほ場の稲わら及びわら専用稲(わら利用の取組)、WCS用稲(資源循環の取組)	わら利用の取組・資源循環の取組のうちいずれか1つに取り組む
3	飼料用米団地化形成加算	1	4,510	飼料用米	対象作物(飼料用米)について、団地化(5ha以上)を形成している事。また、区分管理方式による出荷による取組のうちいずれか1つに取り組む

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。